各事業所　利用料金のご案内

令和8年8月改正

みづま敬和苑ショートステイ　〈1日あたり/1回〉

要 介 護 度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
区分支給限度額	5032	10531	16765	19705	27048	30938	36217
介護保険（1割負担）	529	656	704	772	847	918	987
機能訓練体制加算	12	12	12	12	12	12	12
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	6	6	6	6	6	6
生産性向上推進体制加算Ⅱ(月額)	10	10	10	10	10	10	10
夜勤職員配置加算Ⅳ			20	20	20	20	20
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ (17.6%)	95	116	128	139	152	164	176
介護保険（1割負担 合計）	551	678	746	814	889	960	1029
居 住 費	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
食 事 費	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545	1,545
1 日 あ た り 合 計	4,263	4,411	4,491	4,570	4,658	4,741	4,822
1割負担での利用可能日数	7	14	22	24	30	30	30
限度額一杯あたりの合計	4,429	10,878	18,794	22,356	30,502	32,921	35,273
居 住 費　（2,066/日）	14,462	28,924	45,452	49,584	61,980	61,980	61,980
食 事 費　（1,495/日）	10,815	21,630	33,990	37,080	46,350	46,350	46,350
月 額 合 計	29,706	61,432	98,236	109,020	138,832	141,251	143,603

※要介護1は22日計算です。要介護2は24日計算です

※連続して30日を超えて入所する場合31日目は自己負担で
31日～60日間は基本単位△30単位減算、61日以降から基本単位△32単位減算
支援1は一律△26単位減算、
支援2は一律△33単位減算、
要介護1は61以降から基本単位△34単位減算となります。

※生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月で算定を行います。

※サービス提供体制強化加算Ⅲは区分支給限度額には含まれません

※2割負担の方はサービス料が上記金額の2倍になります

※3割負担の方はサービス料が上記金額の3倍になります

※送迎を希望される方は、送迎費として片道184円、往復368が別途必要になります

段階	所得の基準	居住費	食事費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	(生活保護・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者)	880	300					
第2段階	年間所得合計金額・課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が(80万以下)	880	600	51,354	36,756	74,902	77,321	79,673
第3段階①	年間所得合計金額・課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が(80万超～120万以下)	1370	1030	71,594	79,956	102,502	104,921	107,273
第3段階②	年間所得合計金額・課税年金収入額・非課税年金収入額の合計が(120万超)	1470	1360	81,054	90,276	108,802	117,821	120,173

みづま敬和苑ショートステイ
（業務内容）　特別養護老人ホーム（ユニットケア）
ショートステイ・予防

福岡県久留米市三潴町西牟田6128-1
TEL:0942-51-6666　FAX:0942-51-6668